

議案第 8 2 号

飯豊町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

飯豊町立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

飯豊町立学校設置条例の一部を改正する条例

飯豊町立学校設置条例（平成元年条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「小学校及び中学校」を「義務教育学校」に改める。

第 2 条を次のように改める。

（名称及び位置）

第 2 条 義務教育学校の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。

| 名称          | 位置                  |
|-------------|---------------------|
| 飯豊町立いいでの森学園 | 飯豊町大字椿 1 8 6 2 番地   |
|             | 飯豊町大字萩生 6 7 7 番地    |
|             | 飯豊町大字小白川 3 3 6 0 番地 |

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

義務教育学校が令和 8 年 4 月開校することに伴い、義務教育学校の名称及び位置について規定するため、本条例の一部改正を提案するものである。

令和 5 年 1 2 月 7 日提出

飯豊町長 後 藤 幸 平